

奴隷貿易非難決議と賠償正義の訴え

解説

国連総会は 3 月 25 日、大西洋奴隷貿易と奴隷制を「人類に対する最も重大な犯罪」と非難する決議を採択しました。植民地支配の謝罪と倍償を求めるアフリカ諸国とグローバルサウス諸国の 123 か国賛成。反対したのは米国とイスラエル、極右政権のアルゼンチンの 3 か国だけで、旧植民地国の欧州（EU 加盟国）のほぼすべてと日本など 52 か国は棄権しました。

採択された決議（A/80/L.48）は、第 8 項で「今日に至るまでアフリカ系人々に深刻な社会経済的不平等をもたらしていることを認識し、各国に対し、教育・記憶の保存・意識向上を通じて、これらの歴史的な不正義に対処する努力を強化するよう求める」としています。

国連総会は 2 年前の 2024 年 12 月 19 日、奴隷貿易を「人道に対する罪」と規定した同様の決議（A/RES/78/2639）を採択しています。この決議には「謝罪・賠償・補償・再発防止に向けた誠実な対話」を加盟国に求めることが明記されていました（第 6 項）。投票は賛成 128、米・英・蘭など反対 14、日本、EU 諸国など棄権 37 でした。この決議は当時アフリカ諸国では大きく報じられましたが、欧米の主要メディアではほとんど無視され、日本でもまったく報じられませんでした。

今回の決議には「賠償や補償」の文言はもりこまれず、「不正義に対処する努力を強化」としたことで、前回反対した多くの諸国が棄権に回り、米国とイスラエルの孤立が際立つ結果になりました。また前日には「国連総会・特別ハイレベル会合」が開かれ、ガーナのマハマ大統領が特別演説を行い、翌日の決議採択に向けて歴史的責任と賠償・補償、是正の必要性を強く訴えたことで、賠償正義の問題を押し出しました。

大西洋奴隷貿易と奴隷制をはじめ植民地支配下でおこなわれた過酷な弾圧と人権侵害（大量虐殺を含む）にたいして、米欧諸国は個別の国と事例にたいしては「謝罪」と一定の「賠償」に応じているものの、「真摯な反省と倍償」を義務化する決議には「当時は禁止する法がなかった」ことを理由に抵抗しています。しかし奴隷制を「人道にたいする罪」と明記したダーバン宣言（2001年）以来、植民地支配の謝罪と賠償を求める運動は大きく前進しています。

奴隷貿易についての決議を推進してきたガーナは、賠償をもとめる委員会をたちあげているカリブ海諸国連合（CARICOM）とともにアフリカ連合（AU）首脳会議の決議をうけて国連への働きかけをおこないました。米国が強く反対したこともあり、今度の決議は欧米を含めて大きくとりあげられ、植民地支配の謝罪と賠償を求める運動と抵抗の構図が浮き上がりました。（田中靖宏）

以下は、今回の決議にあたってガーナ政府が外相名で国連加盟国に配布した書簡で、なぜ植民地支配にたいする「賠償正義」を求めるか、当時は「奴隷制を禁止する法がなかった」ことを理由に背を向ける欧米諸国を念頭に、その理由と大儀を説得的にのべています（ガーナ外務省のHPから）。

他に類を見ない決議と賠償正義の訴え

サミュエル・オクゼト・アブラクワ(ガーナ共和国外務大臣)
ガーナ外務省 HP 2026年3月22日



要旨

ガーナは、アフリカ人の拉致・奴隷化と人種化された財産奴隷制を人類史上最も重大な犯罪として国連に正式認定する決議案を提出した。奴隷貿易の被害は終わっておらず、法的にも道義的にも 真実・責任・補償・再発防止を求める権利がある。決議案は謝罪、補償、文化財返還、教育・記憶の強化を求

めている。これは慈善ではなく国際法上の義務だ。ガーナはアフリカ連合（AU）・カリブ海諸国連合（CARICOM）と連携し、国際社会に対し「この犯罪だけを例外扱いするのか」と問い、正義と人間の尊厳に基づく国際秩序の再構築を呼びかける。歴史は都合のよい課題ではなく、向き合うべき課題に応えた世代を評価するのであり、今こそ行動が求められている。

全文は以下のとおり。

ガーナの象徴的な紋章が常に深い信条を掲げてきた理由があります。それは自由と正義です。それは空想的な選択ではなかった。それは私たちが経験してきた残虐行為と苦難の反映です。世界で最も多くの奴隷要塞や城を持つ国が、自由の確保とは何かを理解し、正義のために戦う不屈の精神を持っていることを、永続的に思い出させてくれます。

過去形で残虐行為を描写することには奇妙な安心感があります。それは、何かが終わって解決されたことを、明言はしないが、示唆しています。アフリカ人奴隷の人身売買とその後の数世紀にわたる人種化された奴隷化は解決されていません。その影響は容赦なく続き、時の流れが経っても消えません。そして、その犯罪の建築が文字通り海岸線が築かれている国ガーナこそが、国連総会にこの清算をもたらしました。

2025年9月、ジョン・ドラマニ・マハマ大統領は、正義と賠償金支払いの促進におけるアフリカ代表として、国連総会に対し、ガーナが画期的な決議案「アフリカ奴隷売買およびアフリカ人の人種による奴隷化を人道に対する最重大な犯罪として宣言する」を提出する意向を正式に通知しました。そのタイトルは修辭的な装飾ではありません。これは法的かつ道徳的に熟慮された名称であり、その意義は国際社会に求めるもの、すなわち同情でも儀式でもなく、責任追及にあります。この決議案は2026年3月25日に審議される予定です。アフリカ人大西洋横断被害者追悼の国際デーであり、この日自体が証言の行為です。

地元から語る国

ガーナはこの歴史の遠い観察者ではありません。文字通り、その歴史が最も深い傷を刻んだ場所です。500 キロメートルにも満たない海岸線に沿って、植民地勢力は約 40 の砦と城を築きましたが、それは文明の記念碑ではなく、最も冷笑的な否定として機能した石とモルタルの鎖でした。1482 年に建てられたエルミナ城は、サハラ以南アフリカで最も古く現存する植民地時代の建造物であり、極めて暗い場所として使われました。つまり、海と忘却に追いやられた人間たちの収容所でした。悪名高いその双子のケープコースト城には、空気も光もない地下の部屋が作られ、何千人もの人々が極限の状況に置かれて、植民地総督が宴会を開いて国家の公務を行う床の下に鎖で繋がれていました。アクラのクリスチャンズボーク砦はこの陰鬱なネットワークを完成させ、各要塞は大陸全体の採掘システムのノードであり、人間の生命をカタログ化し、ブランド化し、出荷する商品として扱われていました。

あの地下牢に入れられた人たちは、統計では捉えきれません。男性は家族や名前から引き離されました。女性は日常的な支配の手段として侵害にさらされていました。子供たちは束縛の条件以外はすべての遺産を奪われた。戻れない扉は比喻ではなく、1250 万人以上の魂が越えた境界であり、それぞれが消え去った世界でした。さらに何百万もの人は船にたどり着けず、襲撃や棺桶、あるいは地下牢の悪臭の中で命を落としました。ここは廃墟ではありません。彼らは証人であり、ガーナが語るのは彼らが地から聖別する場所です。

この決議案がはっきり示しているのは、外交の場ではよくぼかされてしまう事実です。つまり、当時の残虐行為は、個々の人間の残酷さが生んだ「粗暴な行い」ではなかったということです。それは、国家がつくり上げた“仕組みそのもの”だったのです。それは法によって体系化されています。国家によって制度として組み込まれ、一部では宗教権威が神学的な正当化を与え、アフリカ人を永続的な隷属へと貶める理屈の支えとなりました。その仕組みは大陸をまたぎ、世代を超えて利益を生み出しました。そして、どの残虐行為も、どこかでは“合法”でした。まさにその事実こそが、法的な清算を求める声を退けられないものになっているのです。

「償いの正義が私たちに与えられことはないでしょう。政治的独立と同様に、それは決意と団結によって主張され、追求され、確保されなければなりません

ん。」(ジョン・ドラマニ・マハマ閣下 = ガーナ大統領およびアフリカの正義と賠償金の推進チャンピオン)

法的基礎は慈善ではなく権利

ガーナが一貫して明確にしてきた点が一つあります。それは、この取り組みが「人道的なお願い」ではないということです。これは法的な請求であり、旧宗主国の利益のために長く利用されてきた“選択的な記憶喪失”を取り除いて検証すれば、法の意味は曖昧ではありません。

世界人権宣言は、あらゆる形態の奴隷制を禁止しています。市民的及び政治的権利に関する国際規約と、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約も、その禁止を再確認し、それを人間の固有の尊厳に根拠づけています。さらに、国際刑事裁判所のローマ規程は、奴隷化を人道に対する罪に分類しています。

この決議案が喚起しているのは、おそらく最も重大な原則です。すなわち、奴隷としてのアフリカ人の取引と、人種によって奴隷にされた人間を財産として売買の対象にする動産奴隷制は、国際法の強行規範(jus cogens)に違反しており、これらの規範は一切の逸脱を許さず、国際社会全体に対して erga omnes (すべての国家に対して負う義務)を生じさせるという点です。

そして国家責任法(国家の国際違法行為に関する条文)によれば、これらの義務は具体的な法的帰結を伴います。すなわち、返還、補償、回復、満足、再発防止の保証を含む「完全な形での賠償」です。

この決議案は、国際法がすでに要求していることを確認しているにすぎません。新しい法を作ろうとしているのではなく、既存の法を尊重せよと求めているのです。

時効を持ち出そうとする人々に対して、この決議案はアフリカの法思想から直接の答えを示しています。「罪は腐らない」という原則です。1235年のクルカン・フーガ(Kouroukan Fouga)は、ヨーロッパがアフリカ大陸に到達するより二世紀半も前に、生命と身体の不可侵性を明確に定めていました。こ

の伝統は、八世紀にわたるアフリカの法的・倫理的思考の中で受け継がれ、重大な犯罪は、真実・正義・賠償によって解決されるまで、国家に継続的な義務を生じさせるという原則へとつながっています。

大陸規模の合意、そして世界的な連帯

ガーナはこの事件を一人で担っているわけではなく、これまでそうではありませんでした。1993年のアフリカ統一機構アブジャ宣言は、奴隷制と奴隷貿易を前例のない人道に対する罪と正式に宣言しました。あれから30年、当時の要求は、いまや驚くほど強力な制度的な後押しを得るに至っています。2025年2月の第38回アフリカ連合(AU)通常会議において、アフリカ連合総会は、奴隷制・強制移送・植民地支配を、アフリカの人々に対する人道に対する罪およびジェノサイドであると公式に認定する歴史的決定を採択しました。55の加盟国すべてが、この主張に法的・倫理的な重みを与え、いま国連で審議されているガーナの主張を強力に支えているのです。

アフリカ連合(AU)は、2025年を「賠償およびアフリカ遺産の年」と定め、2026年から2035年までは「賠償行動の10年」と宣言しました。アクラ宣言は、アフリカ連合(AU)とカリブ海諸国連合(CARICOM)が協力を深める中で形成され、この連帯が年を追うごとに広がり、多様化し、決意を深めていることを示しています。2026年9月は特別で胸に迫る重みがあります。それは、国際社会が初めて「奴貿易を終わらせる」と条約の形で自らを拘束した国際連盟の「奴隷貿易および奴隷制禁止条約」から100年にあたるからです。この100年の間に、奴隷制の廃止、植民地支配の終焉、人権の法典化といった前進はありました。しかし、正義はまだ実現していません。ガーナは、この100周年を、結果を伴わない儀式だけの記念日に終わらせないと決意しています。

決議案が何を求めているのか、そしてなぜ今この時なのか

この決議案は原則的でありながら同時に実践的であり、先見的でありながら正確なものです。不可能を要求するわけではありません。長らく待ち望まれていたものを求めています。加盟国は、正式な謝罪、賠償、補償、更生、再犯防止

の保証を含む修復的正義（reparative justice）について、包括的かつ誠実な対話に参加するよう求められています。文化財、遺物、写本、精神的に重要な物品の迅速な返還を求めています。また、AU、CARICOM、国連の各機関が協力してこの課題の規模にふさわしい枠組みを設計することを呼びかけ、奴隷制とその永続的影響に関する包括的な教育、記念、研究を強く求めています。

この決議案が“していないこと”も同じくらい重要です。それは、国際社会に未知の領域へ踏み込むようなことは求めてはいない、という点です。修復的枠組みは、他の重大犯罪に対しても、現在行動を求められている同じ機関で構築されてきました。歴史上最大かつ最長の組織的搾取システムである大西洋奴隷貿易に対して、同等の枠組みが存在しないことは、法的に不可能な問題ではありません。それは政治的意志の問題です。ガーナは世界にそれを呼び起こすよう呼びかけています。

忍耐を説く人々がいます。もっと合意形成に時間をかけるべきだ、対話をさらに延長すべきだ、世界はまだ準備ができていない　　そう主張する人々です。しかし、“準備が整っていること”が正義を与える条件になったことは一度もありません。正義は、待つことを拒んだ人々によってこそ実現されてきたのです。アフリカ人の拉致・奴隷化に対する賠償をめぐる議論は新しいものではありません。それは四世紀以上にわたり、揺るぎない道義的明晰さをもって続けられてきました。

400年の剥奪、400年の訴え、400年の先送りされた責任。もしこの時間が合意形成に十分でないというのなら、率直に問わなければなりません　　では、どれほどの時間が必要なのか。“今はまだ早い”という主張は、慎重さのための議論ではない。それは、永遠に先送りするための議論です。ガーナはその論理を退け、世界にも同じ姿勢を求めています。人類史上最も重大な犯罪には、少なくとも“私たちの生きている時代に応答する”という緊急性が求められるのです。

すべての国への呼びかけ

この決議案はアフリカだけのものではありません。それは国際秩序の良心に属しています。法的機関、市民社会組織、そして大陸内外の学者たちがこの大義に力を注いでおり、決議案の採択は道徳的義務であると同時に、世代間の癒し、真の和解、尊厳と共有された人間性に根ざした世界的な連帯の基盤を築く歴史的な機会であると確認しています。

国連のすべての加盟国は、この決議案を「負担」ではなく、国際社会が自ら掲げる最高の理念にふさわしい行動を示すチャンスとして受け止めるよう求められています。この決議案に賛成するということは、国連憲章の原則、人々の平等な尊厳、人権の普遍性、そして最も深刻な不正を平和的に解決するという理念が、例外なくすべてに当てはまるという立場を明確に示すことになります。それはまた、世界中の人々から信頼される、安定的で信頼性のある国際秩序を築くための投資でもあります。

これまで他の場面で人権、移行期正義（注）、法の支配を支持してきた国々は、まさに今回こそ模範を示す立場にあります。そのように行動することで、自ら掲げてきた価値の正統性と道義的な説得力を、さらに強めることができます。

（注）独裁・内戦・大量虐殺・人権侵害などの「過去の重大な不正」から、民主的で法の支配がある社会へ移行するときに、その過去とどう向き合うかを体系的に扱う仕組みのこと。国連が公式に使う概念で、「過去を清算しないと、未来の平和も民主主義も安定しない」という考え方に基づいている。

同じくらい明確に言わなければならないのは、この問題の本質は人種そのものではなく、人類の良心の問題であるということです。アフリカ人に対する人身売買と「人種化された財産奴隷制」は、その規模、続いた期間、国家ぐるみの制度設計、そして今も続く世代を超えた破壊の深さを考えれば、近代史上、ある民族に対して行われた最も深刻な犯罪です。1,200万人を超える人々が故郷から引き裂かれ、あらゆる法的保護を奪われ、組織的な屈辱と過酷な労働を世代にわたって強いられ、多くが命を落としました。その傷は、

苦しんだ人々だけに残るものではありません。文明そのものの道徳的基盤に刻まれた傷でもあります。

そのような重大な犯罪に正式に向き合わない世界は、単にアフリカ人やアフリカ系の人々を裏切るだけではありません。それは人類にたいする裏切です。ここでかかっている良心は黒人やアフリカ人ではなく、人間です。そして、この共通の良心、尊厳と説明責任の普遍的な遺産こそが、この決議案が最も根本的に訴えかけるものです。

賠償的正義の追求は政治的な争いではありません。それは、持続的な平和と真の和解が不可欠な歴史的な理解を築く作業です。この取り組みを支持することは、真実は重要であり、尊厳は分けられず、どんな民族の苦しみであっても「遠すぎる」「古すぎる」と言って無視してはならないという考えに賛同することです。

謝辞

これほど大きな取り組みは、決して一人の力で成し遂げられるものではありません。この機会を逃さず、心からの感謝を込めて、この構想を「理念」から「実際の外交行動」へと押し上げてくださった方々に敬意を表したいと思いません。

まず、温かい友情と同僚としての敬意を込めて、この取り組みを自国の首都でも、二国間の場でも、多国間の会議でも、確信と勇気をもって支えてくださった各国外相の皆さんに感謝を申し上げます。大臣の言葉は、ときに静かに、しかし確実に歴史の流れを変える力を持っています。

皆さんの連帯は、私たちにとって大きな支えであり、真の正義の追求には、必ず重要な場所に味方が現れるということを思い出させてくれました。皆さんが共に立ち上がってくださったことで、この取り組みは計り知れないほど強くなりました。

決議案の起草のために設置された技術委員会へ。あなた方の厳格さ、国際法の理解、そしてこの大義の誠実さに対する揺るぎない忠誠心が、この歴史にふさ

わしい文書を形作り上げました。この議題に大陸的な力を与えるために不可欠な機動的リーダーシップを発揮してきたアフリカ連合（AU）委員会、そして大陸の要求を良心の連合へと変えたカリブ海諸国連合（CARICOM）のパートナーシップに、心から深い感謝の意を表します。

また、この運動の視野を広げた連帯のラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体（CELAC）にも同様に心からの敬意を表します。また、国際的な合意が静かに築かれる廊下や委員会の場での絶え間ない関与が、この投票を可能にする外交的基盤に不可欠であったアディスアベバおよびニューヨークのガーナ外交使節団にも感謝の意を表します。

この大義の法的・道徳的基盤を強化したアフリカ連合賠償専門家委員会（AUCER）およびアフリカ連合賠償法専門家（AULER）へ。あなた方の学問こそが、この決議案の基盤です。アフリカ市民社会の声がこのイニシアチブの織物に織り込まれることを確実にしてくださった AU ECOSOCCC の専門家の皆様にも、同じくらい感謝しています。

そして最後に、何十年にもわたり、しばしば制度的な支援もなく、慣性の重みに抗いながらこの火を掲げてきた学者、研究者、法曹、法曹界、学界、賠償活動家の世界的なコミュニティへ。歴史は、皆さんの粘り強い努力こそが、これから続くすべての前提となったことを記録するでしょう。今日という瞬間は、間違いなく、皆さんのものでもあります。

一世代の試練

外交の世界には、「賠償の問題は不安定化を招き、規模も大きすぎ、対立も深く、歴史の重荷を背負いすぎていて、正面から扱うべきではない」と考える人々がいます。しかし、ガーナの答えは妥協ではありません。それは“挑戦”です。

世界は他の場面では、歴史的な犯罪に向き合うための道徳的・制度的な力を意志さえあれば発揮できることを示してきました。では、2026年3月25

日、国際社会は 人類史上最も重大な犯罪と決議案が正しく位置づけるこの問題にも、同じ力を発揮するのか。問われているのは、その一点です。

世代は、「都合のよい課題」にどう向き合ったかで評価されるわけではありません。自分たちが真正面から取り組むべき課題に、どれだけ応えられたかで評価されるのです。

ガーナは、マハマ大統領の指導力と、歴史の最も重大な岐路に立ち続けてきた国としての道義的な重みをもって、自らの立場を明確に示しました。

ガーナ沿岸に並ぶ奴隷城塞は、単なる遺跡ではありません。証人です。そして、これほど重い証人たちの前で、この時代に課されている使命は、記憶することだけではなく、ついに「行動する」ことです。

【翻訳チェック 田中靖宏】